

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚木市長

## 公表日

令和5年1月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>厚木市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱に基づき、本件給付金の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>①本件給付金の支給対象者に対する給付金の支給 ②支給対象者の収入額についての確認 ③他市町村での支給状況等の確認 ④支給、不支給決定等の処理</p> <p>厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当受給者(積極支給対象者)に係る支給要件該当性の審査 ②本件給付金積極支給対象者からの受給拒否の届出書の受理 ③本件給付金積極支給対象者からの支給口座登録等の届出書の受理 ④公的年金を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し児童扶養手当受給世帯と同水準になった世帯からの本件給付金申請書の受理 ⑤本件給付金申請者に係る支給要件該当性の審査 ⑥本件給付金に係る支給、不支給決定等に関する通知 ⑦官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑧公金受取口座の活用</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 汎用台帳システム 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第121の項 ・番号法別表第2の主務省令を定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 子ども未来部 子育て給付課 子ども家庭支援係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2241

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	厚木市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱に基づき、本件給付金の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①本件給付金の支給対象児童を養育している者に対する本件給付金の支給 ②支給対象者の住民税課税情報についての確認 ③他市町村での支給状況等の確認 ④支給、不支給決定等の処理 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童手当、特別児童扶養手当受給者(積極支給対象者)に係る支給要件該当性の審査 ②本件給付金積極支給対象者からの受給拒否の届出書の受理 ③本件給付金積極支給対象者からの支給口座登録等の届出書の受理 ④高校生等児童養育世帯、家計急変世帯等からの本件給付金申請書の受理 ⑤本件給付金申請者に係る支給要件該当性の審査 ⑥本件給付金に係る支給、不支給決定等に関する通知 ⑦官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	厚木市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱に基づき、本件給付金の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①本件給付金の支給対象児童を養育している者に対する本件給付金の支給 ②支給対象者の住民税課税情報についての確認 ③他市町村での支給状況等の確認 ④支給、不支給決定等の処理 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童手当、特別児童扶養手当受給者(積極支給対象者)に係る支給要件該当性の審査 ②本件給付金積極支給対象者からの受給拒否の届出書の受理 ③本件給付金積極支給対象者からの支給口座登録等の届出書の受理 ④高校生等児童養育世帯、家計急変世帯等からの本件給付金申請書の受理 ⑤本件給付金申請者に係る支給要件該当性の審査 ⑥本件給付金に係る支給、不支給決定等に関する通知 ⑦官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑧公金受取口座の活用	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 101の項	番号法第9条第1項及び別表第1 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 121の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第121の項 ・番号法別表第2の主務省令を定める事務及び 情報を定める命令第59条の4	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月15日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月15日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正